伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、知的障害者、精神障害者及び身体障害者が入居するグループホームの設置運営を行う者に対し、その事業に要する経費のうち、　伊勢原市が援護の実施者となっている者（以下「本市入居者」という。）が負担すべき家賃　の助成に関し、予算の範囲内において障害者グループホーム家賃助成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助の対象とする者は、本市入居者が入居し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３６条第１項の規定による指定を受けた事業者で、法第５条第１７項に規定する共同生活援助を提供するグループホームを設置運営する者（以下「設置運営者」という。）とする。ただし、家賃に係る助成補助金を支給する制度を有しない市町村に所在する設置運営者は除くものとする。

２　補助の対象とする経費は、本市入居者が負担すべきグループホームの月額家賃（管理費、共益費及び消費税を含む。以下「月額家賃相当額」という。）とする。

（補助金の額等）

第３条　補助金の額は、月額家賃相当額（入居者１人につき、２０，０００円を限度とする。以下「負担額」という。）とする。ただし、法第３４条に規定する特定障害者特別給付費の支給を受けている者にあっては、負担額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額とする。

２　前項により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金交付要綱（平成１９年伊勢原市告示第１８４号）による移行者家賃支援費の対象となる本市入居者及び生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による生活保護を受けている者は、補助の対象外とする。

４　補助額の算出については、各月初日の入居者とし、月の途中に入居した場合は、翌月から計算するものとする。

（交付の要望）

第４条　補助金の交付を要望しようとする設置運営者は、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付要望書（第１号様式）に予算案及び事業計画案を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の１０月末日までに市長に提出しなければならない。

（内定通知）

第５条　市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、設置運営者の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきとものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後、その旨を伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金内定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第６条　前条第２項の規定により内定通知を受けた設置運営者は、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付（変更交付）申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　グループホーム家賃助成補助金算出内訳書（第４号様式）

⑵　グループホーム入居状況表（第５号様式）

⑶　契約書その他家賃額を確認できる書類

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付決定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第８条　前条の通知を受けた設置運営者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付（変更交付）申請書に第６条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第９条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきとものと決定したときは、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金変更交付決定通知書（第７号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第１０条　規則第６条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第８号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があり、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第９号様式）により通知するものとする。

（申請取下げのできる期間）

第１１条　規則第９条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から１０日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第１２条　補助金は、四半期ごとに分けて交付するものとし、交付時期は、７月、１０月、１月及び４月とする。ただし、年度途中からの運営の開始又は入居については、この限りでない。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付請求書（第１０号様式）に伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付決定通知書又は伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１３条　規則第１４条の規定による実績報告は、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金実績報告書（第１１号様式）により、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業等の完了の日から３０日を経過した日又は当該年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに行わなければならない。

⑴　グループホーム家賃助成補助金決算内訳書（第１２号様式）

⑵　グループホーム入居報告表（第１３号様式）

（補助金額の確定）

第１４条　市長は、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金実績報告書が提出され、規則第１５条の規定に基づいて補助金の額の確定を行った結果、第７条の交付決定の額（第９条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金確定通知書（第１４号様式）により通知するものとする。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、平成１４年４月１日から適用する。

（伊勢原市在宅障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱の廃止）

２　伊勢原市在宅障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱（平成１３年伊勢原市告示第５０号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この告示の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成１２年伊勢原市規則第３２号）による改正前の規則に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の要綱の規定に基づき平成１７年度において交付した補助金は、改正後の要綱による補助金の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に提出を受けている改正前の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第４条の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要望書及び旧要綱第５条の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金内定通知書は、改正後の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第４条の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要望書及び旧要綱第５条の伊勢原

市障害者生活ホーム家賃助成補助金内定通知書とみなす。

3　改正後の第１３条の規定は、平成２０年度以後に交付する補助金の実績報告から適用し、平成１９年度の補助金にかかる実績報告については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公表の日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　平成２３年度の補助金の額は、この告示による改正後の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第３条の規定にかかわらず、新要綱第３条の規定により算出した本市入居者の生活保護受給者を除く１人当たりの額が、この告示による改正前の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第３条の規定により算出した平成２３年３月分の補助金の額を平成２３年３月の本市入居者数で除して得た額と比較し低い場合は、その差額の２分の１の額に本市入居者数から生活保護受給者数を減じて得た人数を乗じて得た額（千円未満切捨て）を新要綱第３条の規定により算出した額に加算した額とする。

3　新要綱第１３条の規定は、平成２３年度以後に交付する補助金の実績報告から適用し、平成２２年度の補助金に係る実績報告については、なお従前の例による。

4　この告示の施行の際現に提出を受けている旧要綱第１号様式に定める交付要望書は、新要綱第１号様式に定める交付要望書とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成２４年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第１３条の規定は、平成２４年度以後に交付する補助金の実績報告から適用し、平成２３年度に交付した補助金に係る実績報告については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際現に提出を受けているこの告示による改正前の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱第１号様式に定める伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要望書は、新要綱第１号様式に定める伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要望書とみなす。

附　則

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に提出を受けているこの告示による改正前の伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要綱第４条に規定する伊勢原市障害者生活ホーム家賃助成補助金交付要望書は、改正後の伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第４条に規定する伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付

要望書とみなす。

３　この告示による新要綱第１３条の規定は、平成２６年度以後に交付する補助金の実績報告から適用し、平成２５年度に交付した補助金に係る実績報告については、なお従前の例による。

附　則

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日告示第６１号）

この告示は、公表の日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付要望書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名　　㊞

年度において、伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金の交付を要望します。

交付要望額　　千円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第２号様式（第５条関係）

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金内定通知書

年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年　　月　　日付けで要望のありました伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、　　年　　月　　日までに伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額　　千円

（事務担当は、　　）

第３号様式（第６条関係）

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金
交付（変更交付）申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名　　㊞

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　千円

添付書類
□グループホーム家賃助成補助金算出内訳書（第４号様式）
□グループホーム入居状況表（第５号様式）
□契約書その他家賃額を確認できる書類

第４号様式（第６条関係）

グループホーム家賃助成補助金算出内訳書

ホーム名	
所在地	
開設（事業開始）年月日	年　　月　　日
定員	人
本市入居者数　　Ａ （生活保護受給者を除く。）	人
一人当たりのグループホーム月額家賃相当額 （管理費、共益費及び消費税を含む）	円
入居者家賃助成補助金の額（月額）　　Ｂ （生活保護受給者を除く。） 限度額：20,000円 特定障害者特別給付費受給者： 負担額－特定障害者特別給付費の額	円 （千円未満切捨て）
補助金の額（月額）　　Ｃ Ａ×Ｂ	円
補助金の額（年額） （Ｃ×月数）	円 （　　円×　　月）

第５号様式（第６条関係）

グループホーム入居状況表

ホーム名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日現在

ふりがな 氏名	（男・女）
生年月日	年　　月　　日（　　歳）
生活状況	
日中活動状況 （勤務先等）	
生活費状況	□　年金・手当　　□　給与・賃金 □　家族等の仕送り □　その他（　　）
グループホーム 入居前の住所	
入居年月日	年　　月　　日
退居年月日	年　　月　　日
備考	

第６号様式（第７条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金
交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付決定額　　千円

２　交　付　条　件

（事務担当は、　　）

第７号様式（第９条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金
変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　変更交付決定額　　千円
（変更前の交付決定額　　千円）

２　交　付　条　件

（事務担当は、　　）

第８号様式（第１０条関係）

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金
交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名　　㊞

次のとおり伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更の内容
（変更前）

（変更後）

２　変更の理由

第９号様式（第１０条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金
変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、　　）

第１０号様式（第１２条関係）

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付請求書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名　　㊞

交付決定のありました伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

１　交付決定通知額　　千円

２　既交付額　　千円

３　今回交付請求額　　千円

４　未交付額　　千円

５　添付書類

□伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金交付決定通知書の写し

□伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

第１１号様式（第１３条関係）

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金実績報告書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名　　㊞

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実　績　額	千円
不　用　額	千円

添付書類

□グループホーム家賃助成補助金決算内訳書(第１２号様式)

□グループホーム入居報告表（第１３号様式）

第１２号様式（第１３条関係）

グループホーム家賃助成補助金決算内訳書

ホーム名	
所在地	
開設（事業開始）年月日	年　　月　　日
定員	人
本市入居者数　A （生活保護受給者を除く。）	人
一人当たりのグループホーム月額家賃相当額 （管理費、共益費及び消費税を含む。）	円
入居者家賃助成補助金の額（月額）　B （生活保護受給者を除く。） 限度額：20,000円 特定障害者特別給付費受給者： 負担額－特定障害者特別給付費の額	円 （千円未満切捨て）
補助金の額（月額）　C Ａ×Ｂ	円
補助金の額（年額） （Ｃ×月数）	円 （　　円×　　月）

第１３号様式（第１３条関係）

グループホーム入居報告表

ホーム名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日現在

ふりがな 氏名	（男・女）
生年月日	年　　月　　日（　　歳）
生活状況	
日中活動状況 （勤務先等）	
生活費状況	□　年金・手当　　□　給与・賃金 □　家族等の仕送り □　その他（　　）
グループホーム入居前の住所	
入居年月日	年　　月　　日
退居年月日	年　　月　　日
備考	

第１４号様式（第１４条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市障害者グループホーム家賃助成補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付（変更交付）決定額　　千円

２　補 助 金 確 定 額　　千円

（事務担当は、　　）